建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　浜崎建設株式会社　柏田　文孝　鹿児島県姶良市東餅田1207　国土交通大臣許可（般―29）第20041号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キューエイ　三宅　真二　福岡県筑紫野市天拝坂１－９－１　国土交通大臣許可（般―27）第26015号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社みらいふ　古下　隆夫　福岡県久留米市山川神代１－４－31　国土交通大臣許可（般―26）第25613号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本エコネット　三谷　秀和　長崎県佐世保市卸本町６－２　国土交通大臣許可（般特－29）第26754号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤永地建株式会社　藤永　雅之　長崎県佐世保市宮田町１－６　国土交通大臣許可（般特―28）第852号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社愛建ホーム　禅院　裕文　福岡県福岡市博多区金の隈１―21―30　国土交通大臣許可（般―27）第26014号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　悠悠ホーム株式会社　内山　敏幸　福岡県大野城市筒井４－４―17　国土交通大臣許可（般特―27）第23967号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８４号

福岡県筑紫野市原田５丁目１番28号
債務者　株式会社レム
代表者代表取締役　中村　雅也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１５号

福岡市早良区小田部６丁目１番22号
債務者　株式会社ルオーゴ
代表者代表取締役　橋本　辰男
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４２号

広島市佐伯区五日市駅前２丁目14番11号
債務者　ＭＡＲＵＹＡＭＡ株式会社
代表者代表取締役　丸山　健吉
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０２７号

福岡市中央区谷１丁目９番22号
債務者　井本医療建築有限会社
代表者取締役　井本康二郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部